

# 生産性向上特別措置法に関する証明書発行ガイドライン（改定版）

平成31年4月1日

（一社）日本農業機械工業会

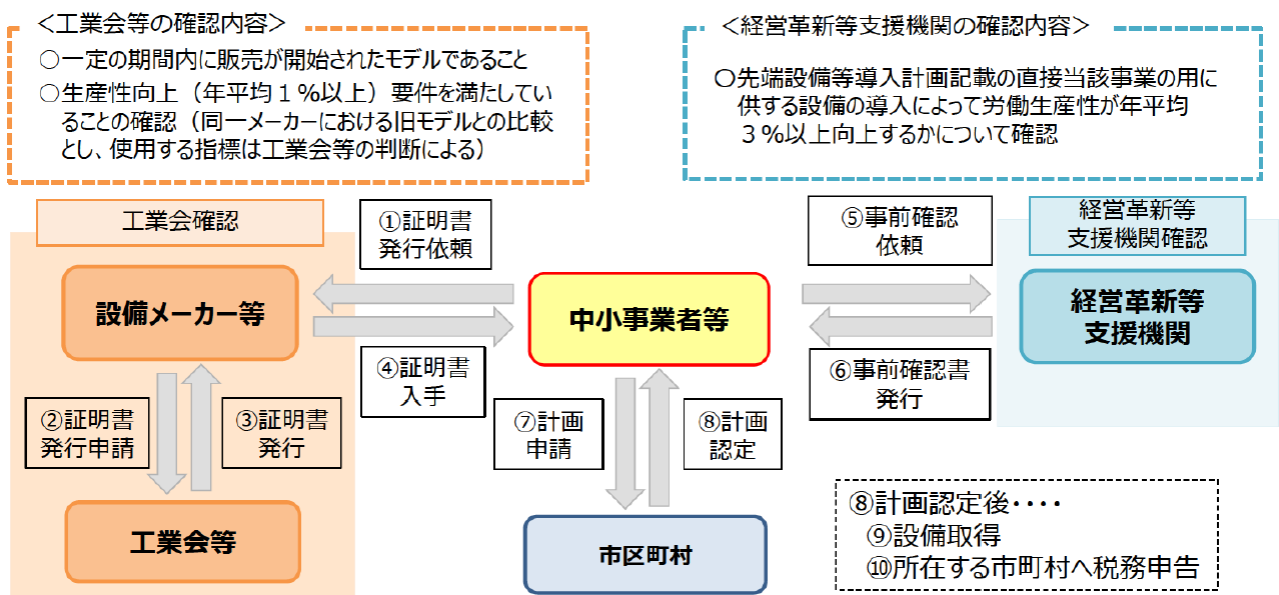
## 1. 生産性向上特別措置法に関する証明書

生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行）において、先端設備（機械・装置等）が必要な要件を満たしていることを証明するものです。中小企業等（農業法人、個人農家を含む）が先端設備等導入計画を市区町村に申請して認定を受ける際にこの証明書が必要になります。計画が市区町村から認定されると、当該設備の固定資産税の特例措置（課税標準を3年間ゼロ～1/2の軽減※）が受けられます。農業機械では、減価償却資産のうち自動車税・軽自動車税が課税されている機械を除くものが対象となります。

※市区町村の条例で定めることになっており、各市区町村の判断に依存します。

また、平成29年4月1日より実施されている中小企業等経営強化法の証明書と兼用し、様式も統一されました。（今回の生産性向上特別措置法の様式に一本化）

## 固定資産税の特例について（スキーム図）



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。（計画変更により設備を追加する場合も同様。）<詳細次頁>

【注2】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。

※3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご注意ください。

本制度の内容については、経済産業省中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

## 2. 申請方法

次の書類を揃えて、当会あてに郵送にて提出してください。

なお、当会窓口へ直接持参されても受け付けいたしかねます。必ず郵送でお願いします。

(1) 証明書（様式1） ※申請書を兼ねています。両面印刷して使用してください。

(2) チェックリスト（様式2）

(3) 非会員の場合は、会社概要（パンフレット等）

様式1、2は、当会のホームページからダウンロードできます。（<http://www.jfmma.or.jp>）

事前に、本制度の要件を満たしていることを十分に確認した上で、申請してください。

（要件）

① 販売開始から一定期間以内であること（最新モデルでなくてもよい）

機械・装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年

② 当該モデルが一世代前のモデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること

なお、比較するのは自社の一世代前のモデルであり、他社製品と比較する必要はありません。

③ 取得価額が一定金額以上であること

機械・装置：160万円、測定工具及び検査工具：30万円

器具・備品：30万円、建物附属設備：60万円

## 3. 郵送先

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

一般社団法人日本農業機械工業会（証明書申請）

電話：03-3433-0415

FAX：03-3433-1528

## 4. 証明書発行手数料

正会員 : 無料

その他 : 3,000円/枚（※消費税込みの金額です。）

※証明書を申請者へ郵送する際、請求書も同封いたします。

## 5. 証明書の発行

証明書が出来しだい、申請者あてに郵送します。

申請資料を当会に郵送する際、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 6. 証明書の再発行

発行済みの証明書を紛失、又は内容訂正が必要になった場合には、証明書の再発行をいたします

①再申請の方法

新たに申請書（様式1）のみを郵送してください。チェックリストやエビデンス資料は不要です。

ただし、発行済み証明書の「整理番号」を記載したメモ紙を同封してください。

## ②証明書の受け取り方法

新規申請の場合と同じです。返信用封筒を同封してください。

## ③再発行手数料

日農工の正会員以外については、1枚につき3,000円（消費税込み）とします。

徴収方法は、新規申請の場合と同じです。

## 7. 書類作成上の注意

(1) 必要書類（様式1、様式2）に所定事項を正確に記入してください。

当会が記入する部分（整理番号及び破線枠内）は記入しないでください。

(2) 必要に応じて、本制度の要件を満たしていることを示す根拠資料を要求する場合があります。

## 8. 本制度と従来からの「中小企業等経営強化法」との証明書の兼用について

本制度で使用する様式に一本化され、1枚の証明書で兼用となりますので、写しを準備しておいてください。

## 9. 「生産性」について

生産性の指標は、以下の例示を参考にして、申請者が最適と判断するものを用いてください。

### 【作業効率】

- ・一定量当たりの乾燥時間（乾燥機）
- ・一定量当たりの精米時間（精米機）

### 【エネルギー効率】

- ・一定作業当たりの燃料消費量（乾燥機など）
- ・一定作業当たりの電力消費量（乾燥機、精米機など）

### 【精度】（正確度、バラツキ）

- ・異物摘出量（米選機）
- ・不良精米量（精米機）
- ・乾燥ムラの低減率（乾燥機）

## 10. 「固定資産税軽減」の対象となる機械・装置

一般的に減価償却資産が対象となりますが、軽自動車税が課税されている乗用型農機（トラクター、コンバイン、田植機など）は対象外となります。したがって、農業機械で本制度の対象となるのは、耕うん機、野菜移植機、乾燥機、脱穀機、粃摺機、精米機、最高速度が35km/h以上のトラクター(\*)などです。

(\*)道路運送車両法で小型特殊自動車に定義されるものは軽自動車税の対象となり、大型特殊自動車に定義されるものは固定資産税の対象となります。

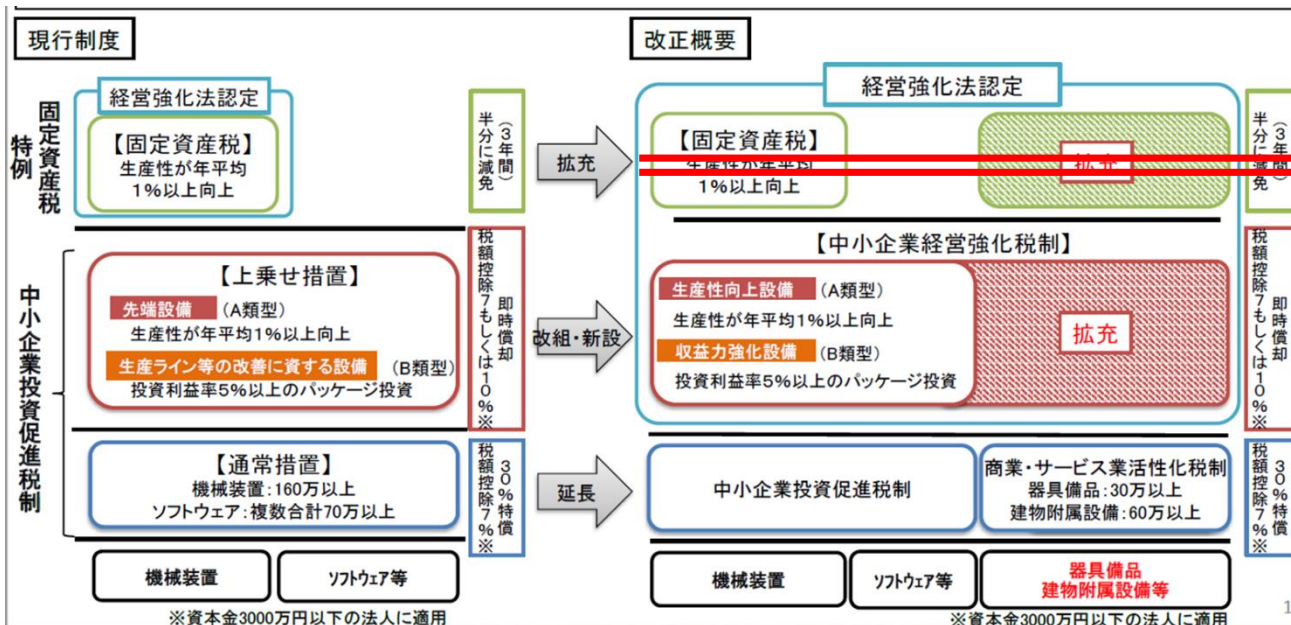
なお、本制度の取り扱いは市区町村によって異なるため、具体的な対象設備や特例措置の内容については各市区町村にお問い合わせください。

## 1 1. 取得時期

市町村によって「先端設備等導入計画」が認定された以降に取得する機械・装置が対象になります。

(参考)

平成29年4月1日より実施されている中小企業等経営強化法の枠組み



※固定資産税の特例は、平成31年3月31日をもって終了。